

北広島町農業委員会第16回総会議事録

事務局 (第16回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

12番 1番について説明します。申請地は、圃場整備前からずっと譲受人が耕作しており、管理台帳も移動していたけれども、換地の登記の手続きの時に何らかの錯誤があり、このようなことになっていました。圃場整備前から譲受について約束されており、圃場整備の償還についても譲受人が行ってきました。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

3番 10月15日に面談、現地確認を行いました。摘要欄にある通り、「順次後継者に移譲していく」ということになっております。昨年5月の総会でも別の地番で3条申請されました。贈与税の関係で効果的・計画的に節税を考えておられ、税理士、税務署と協議をしながら、「相続税対策として」合法的にやられているという背景があります。10月19日に行政書士とも面談しました。同一世帯の農業後継者ということなので、技術、機械、労働力また他の農地への影響もありません。農地も現在適正に管理されています。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 3 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 1 8 番 譲渡人は町外へ居住されておられます。申請地はこれまで別の方が管理されていましたが、このたび譲受人が耕作することになり、それをきっかけに譲渡することにされました。譲受人は現在農業をしていますし、機械も所有しています。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号 4 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 2 1 番 この隣地には昨年認可された太陽光設備が設置されております。その追加としてその隣の三角形の田にも設置したいということです。三角形の田なので田としては使いにくく、隣の田にも太陽光設備を設置したということもあり、連続してした方が効率も良いという考えです。周辺にも問題はないと見受けられます。以上のことから、許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 4 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 9 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。計画面積についても妥当な範囲だと判断します。農道を隔てたところに圃場整備田が 1 筆ありますが、それ以外は周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 7 番および

8 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5 番 まず7番について。内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されております。申請人の妻が山中にある墓地の維持管理を長らく行ってきましたが、けがをされたことがきっかけとなり、以前から便利が悪いと感じられていたため、許可が出る前に家の隣に墓所を設置されました。周辺農地へは被害防除措置が講じられております。以上のことから許可妥当であると考えます。

8番について。申請人が町外に在住中の33年前にこの地域の基盤整備が行われました。この田の形状が細長く、水田と認識しておらず、利便性を向上させ農機具等が利用しやすいように道路に拡張し使用されていまして、このたび申請していないことが判明しましたので申請を出されました。周辺の農地への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

現況地番図には橋が描いてないが、川のところに橋があるんですね。

5 番 はい、あります。

会長 ご自宅に入られるのには、この橋を渡って入られるのですか。

5 番 はい、そうです。

会長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番および8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

18 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書がついております。35年位前に申請人の父親が農機具倉庫として建てたそうです。この近所でも同じような案件があり、申請人宅でも調べたところ、ここが農地であったことが判明し申請をされるに至りました。現在も農機具倉庫として使用中です。周辺営農への影響はありません。以上のこと

から許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 8 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書がついております。番号 9 番と同じ地域です。これも 3 5 年位前に申請人の父親が農地と知らず墓を建立しました。今回ここが農地であったことが判明し申請をされるに至りました。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 先程説明がありましたが、経緯の発端は近所同士で話をされていて無断転用とわかって「じゃあ、うちも申請しておこう」と。

1 8 番 そうです。そういうことです。

2 1 番 墓地としては 180 m²というのは大きいと思うのですが。

1 8 番 墓石自体は小さいんですが農地自体がその大きさになっているということです。

2 1 番 墓地自体はそんなに大きくないのに、なぜすべての面積を墓地としなければいけないのですか。

1 8 番 そうですね。その辺は草刈り等の管理のためにとってあるんだと思うんですが。そこまで確認していません。

6 番 事務局に質問ですが、墓地の面積はいくらまでとか、何か規定がありますか。

事 務 局 墓地は決められている面積というのは特にありませんが、必要最小限ということです。この案件ですが、現況地番図では少し見にくいですが法面の面積が大きく、実際に使える部分は 180 m²もありません。「あくまでもこれは形状不整形で使える部分の面積が非常に少ない」、ということになれば「形状不整形」という取扱いで許可は出せると広島県のガイドライン等に載っております。面積だけで判断すると非常に広いですが、現地の

方ではそういう様相となっております。

会 長 お聞きのように「形状不整形」とカッコ書きで書かれているときには、そういう状態なのだと判断するようによろしくお願いします。この件についてはほかにご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

17 番 先日現地調査をしました。この7月から関わっている案件です。申請人は相続、地目変更等して土地の整理をしてこられました。現在は貸し借りをして地元の方が農地として活用しておられます。申請者は県外に居住しており、農地の管理は広島市に住んでいる申請者の父親がたびたび通ってきて草刈り等しておられます。将来的には申請人本人が農地として活用できるかわからないので太陽光の設備を設置するということです。周辺住民の方はこのことに関して了解済みであり、事業規模、面積規模等も適当であると思われま。7月の申請の段階で、現地で話をして太陽光設備の下に防草シートをしっかりとやってくれ等口頭で要望は伝えてあります。雨水の適正な処理も田の形状からしてやりやすいと思われるので水路のほうに抜けるようきちんとしてくれと口頭で伝えてあります。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

10 番 10月15日に現地を視察しました。16日には申請人と面談しました。内容について

は議案書摘要欄のとおりです。始末書がついております。すでに分筆登記されており隣地とは壁を設けるなど被害防除措置が講じられており、周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

8 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。転用目的は後継者住宅です。申請人は花苗、野菜苗の出荷等を大規模にビニルハウスでされており。娘さんは結婚して 3 人子供さんがおられます。以前は同居されておりましたが、今は家を出て別のところに住んでおられます。許可が出ればすぐに着工新築して春には帰ってきたいということでした。面積的には少し広いですが、周辺農地はすべて申請人の農地ですので、周辺への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

6 番 ここも形状不整形の案件ですが、転用目的が農家住宅 700 ㎡。形状不整形なら農地全体でもいいんですか。

事 務 局 墓地に関しましては、必要最小限。住宅に関しましては、農家住宅であれば 1000 ㎡まで。一般住宅であれば 500 ㎡までということにガイドラインには載っております。農家住宅ということになりますと一般住宅と違って母屋と農機具倉庫いわゆる納屋を建てられるということもありますので、一般住宅より広くかかるだろうということで、1000 ㎡まで OK ということです。

6 番 わかりました。

3 番 今言われたガイドラインというのは、どこまでの法的な権限があるのですか。1000 ㎡を 1 ㎡でも越えたらだめだということではないように思いますが。

事 務 局 ガイドラインですからあくまでも標準的に、農家住宅であれば 1000 ㎡までは OK だろうと。一般住宅であれば 500 ㎡位まで OK。基本的にはそれを超えると、1001 ㎡、1002 ㎡でなく 1200 ㎡、1300 ㎡、一般住宅であれば 600 ㎡、700 ㎡以上と 100 ㎡以上増えた時に関しましては、そうなった理由を付け加えなさいというように指導は受けています。

3 番 あくまでもガイドラインは目安ということで、法的拘束力を持つものではないということですよね。わかりました。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 14 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。申請地に墓地を建てても周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
2 筆に分けられた意味は何かあるのでしょうか。

1 1 番 この 259-3 は以前より墓地であります。259-4 は墓地というより進入路になります。

6 番 こういうときには雑種地になりますか。

1 1 番 先程あったように墓地の面積を極力少なく、ということで、墓地の面積が 25 m²、通路の面積が 59 m²というように分けてあるんだと思います。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 15 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 地番が違っておりましたので地番の訂正をします。分筆時、土地家屋調査士さんに法務局から地番についての指摘があり、これが正しい地番とのことです。(議案を読み上げる。)

1 1 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。現在墓があるところは、非常に急斜面にあり、周りが崩れそうになっておるといことで、墓をまとめて便利の良い所へ新しく移したいということでした。申請地は申請人宅の近くで、ここに墓地を建てても農地、水路等周辺営農への影響はありません。周辺の家の方へも了承済みです。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 直前の案件はこの案件の近所ですが、これも手続きしてないからうちもしておこう、ということですか。

1 1 番 3年前に亡くなられて、今の急傾斜地のところにはもう墓を建てる場所がないということで、新しく寄せ墓として下ろしたいということ。この申請者も高齢ですので、もう山へ上がるのは難しいと考えられたのだと思います。

3 番 この始末書というのは？

1 1 番 墓の方でなく、進入路の方が今もう通路として利用されております。それで始末書が添付されています。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 16 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 内容については議案書摘要欄のとおりです。9月11日に現地確認と申請人の娘婿にあたる方との面談を行いました。申請地は申請人宅の近くで、少し高台にあります。付近の畑も耕作がなされていない状態です。ここに墓地を建てても周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について申請どおり許可して良

いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号17番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

21番 内容については議案書摘要欄のとおりで、長男がUターンして帰ってくるので譲渡人の家の裏手に、譲受人である長男の家を新築したいということであります。周辺営農条件への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号17番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号18番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

9番 譲渡人と電話にて話しました。申請地は譲渡人宅の隣地に位置しています。申請地は数年前譲受人が相続されました。2、3年後には今の居住地の町外から申請地近くの家に戻ってきたいと聞いております。以前より作付け等の管理はされておらず荒れている状態で、帰郷しても農業まではしないということでした。原野化の防止も視野に含め、太陽光発電施設を設置し土地の有効利用を図るということです。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3番 この農地はパネルの下の土地はどういう状態で管理をされる予定ですか。

9番 パネルの下の草刈りはするということです。譲受人宅の北側にも3筆の畑にすでに太陽光設備が設置してありますが、昨年もちょうと草刈りをされております。

3 番 防草シートやコンクリはせずに、ということですか。

9 番 そうです。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 18 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 19 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 摘要欄にあるとおりです。パネルの下は防草シートをはって設備をおくそうです。水路等はすでにつぶれてしまっていてありません。周辺営農への影響はありませんので、許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 19 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 20 番、21 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 4 番 摘要欄にあるとおりです。先程からみなさん気になって質問されておりますが、やはり防草シートをするのか、雨水の排水がどうなっているのかも気になるころだと思えます。20 番の譲受人と 21 番の譲受人は夫婦の関係であります。被害防除措置に書いてある以外にも、防草・水路についてもきちんとするよう、お願いしておきました。特に 21 番の案件については譲受人と話をしました。賃借権の設定が 30 年になっていますが、30 年後譲受人は 80 才過ぎであります。それなのにこれが、きちんと守れるのかどうか。そういう話はしました。30 年後、発電設備が老朽化してその時は撤去しますよ、と約束をしているというのが 90 才近くになって本当にそれができるのか。

規模的にも妥当で被害防除措置もとられています。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 夫婦なのにわざわざ会社を分けて、農地の方も分けて申請しているというのは特別な理由があるのですか？

1 4 番 それは特にないと思うのですが、最初に話があったのは 20 番案件です。譲渡人は農業をする意志がないということで、引き続いて 21 番案件が出ました。私は太陽光発電については、賃借権で 30 年を設定するのは無理だという話はしました。自分の土地に太陽光発電するのは問題ないと思いますが、30 年の賃貸借を設定して、譲受人の後継者がちゃんと引継いでやるのか、譲渡人の後継者がそれでちゃんと納得するのか。将来的には紛糾する不安があると私は思う、と譲受人とは話をしました。国の方でも太陽光発電で 20 年買取りをするんですが、20 年経って設備が使用不能になったときにいわゆる産廃ということで山の方に捨てたりできない。その辺りも考えているのか、という話もした。この前、県の方も農業委員の責任は一切ないということを書いてもらったから安心して許可をおろすが、「あの当時農業委員は何をしていたのか」ということが起きなければいいという不安があります。

3 番 事務局の方では、太陽光発電の案件について、30 年の賃借権というのはどうかというガイドラインというようなものはないのか。

事 務 局 まったくないです。

1 番 50k w 未満なら保安員がいらないんですよ。

1 4 番 それで 49.5k w にするわけですか。譲渡人は太陽光発電設備の業者ですからね、その辺は詳しいですよ。ということで太陽光発電設備の設置については、私は不安がありません。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 20 番、21 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号 22 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 申請人は 40 年近く県外に居住しています。本年 2 月に父親が亡くなられ、書類をいろいろ整理されているうちに本件に気付かれました。申請人の父親が 37 年前に建築され、今も農業用施設として使用されております。今後も適正に管理をしていくということです。周辺農地への影響はありません。よって届出どおり受理することが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 22 番について届出どおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました。

議案第 5 号 非農地証明申請について

会 長 番号 23 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

18 番 10 月 14 日と 17 日に、17 番委員と 12 番委員と私で現地調査をしました。最初の申請地は、平成 5 年に圃場整備で法面になっており畑になっているのですが、大変日陰で耕耘機も入れず、畑には不向きであります。もう一つの申請地は申請人自宅の裏手で田ということになっていますが、ここも法面で木が 4, 5 本生えております。水の管理もできない状態です。周辺農地への影響はありません。結果、農地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 23 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 24 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

8 番 10月14日に12番委員と2番委員と私と事務局で現地調査を行いました。現地は田ではありますが、今は原野の状態です。草や木が生えておりました。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

3 番 この申請にいたる経緯などわかりますか？なぜ今なのか？

8 番 管理ができないから、ほっておかれたのでこういう状態になった。ということで申請されているんだと思います。

3 番 事務局は何か聞き取りをされていますか。

事 務 局 聞き取りはしていませんが、現地は確認しております。地目は田になっておりますが、とても田というような状況ではありません。また田として機能するように、用水の施設、畦畔も実質ありません。半分位は高い法面。現況地番図隣では隣に田があり、間に水路がありますけれど、高さが4～5mあります。とても田として機能できない状態です。

8 番 圃場整備のときの手続きの問題なのだと思います。実際は法面なのに田ということになっておる。

会 長 本来なら圃場整備のときの換地でしていないといけないのだができていず、今になってしないといけないという事案がまだたくさんあります。圃場整備のときに土を削って土置場になっておった。換地は水路のところからかかっており、そのそとは換地にかからないので残っておる。そういう所は本来なら圃場整理のときに整理すべきだけれども、区域外ということで実際にはできない、本人が登記をやりかえるしかないというところが放置されて今日に至っておるというところがあります。圃場整備の際にある農地ですから、そういう事情なのだと思います。

14 番 こういう場合、非農地証明を出さないといけないのでしょうか。

会 長 転用でなければ非農地証明でなければ方法がない。むしろそうして整理をされる方が望ましい。

この件についてほかにご意見ご質問等はありませんか

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 24 番について非農地証明を発行しても

よいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
今回は新たにできる2つの農業法人、そして芸北の農業法人が農地中間管理機構を通して契約する案件がほとんどになっております。
事務局の方にお尋ねしますが、ほとんどの契約が10年ですがこれはすべて農地集積協力金が出るんですか。

事務局 農地集積協力金についてですが今農地中間管理機構を通して申し込んでいただいた部分に関しましては、精査中です。農地集積協力金については遊休農地、無断転用等があったら対象にならないということで、遊休農地等の調査をさせていただき手続きをふんでいる状態です。たぶん来月も非農地証明や転用申請が出てくると思われます。ほぼ申込者全員が対象になるとと思われます。

会長 個人個人の農家がもらうことのできる協力金なんですが、これの申し出の期限はいつになっていますか。

事務局 基本的には9月末です。9月末で締め切った後早急に農地中間管理機構に資料を送ります。そこからの書類を持って、最終でも11月の農業委員会の総会にのらないと間に合わない。農地中間管理機構が農業委員会の総会を経て利用配分計画の原案を作成し、そして農業委員会に意見聴取をし、異議なしであれば県に配分計画案をあげられます。その配分計画案の県の方の審査が、町の農業委員会の総会が11月20日であれば県は1か月遅れ、12月20日前後に行われます。それから公告されるんですが、異議申し立て期間を含めて約35日かかるので、広告されるのが1月位になります。それがぎりぎりセーフという格好になります。ですので締め切りは9月末でないと言間に合わない。協力金を選ばずに普通の貸付なら時期を問わず受付をしています。

会長 地域にあげる協力金と個人がもらう協力金がありますね。

事務局 地域協力金の方が早いので1か月前倒しで、今回みたいに地域協力金をもらう法人に対しては10月の農業委員会にのらないとしんどいといった状況です。

会長 ということは個人が30万ないし50万もらう個人協力金に対してはもうちょっと後、9

月いっぱいでも大丈夫、ということですね。

この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。

議案第7号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を回答することに決定しました。

議案第8号 農用地利用配分計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 借賃年額が空欄になっているのは。

会 長 使用貸借での貸し借りです。以前は農地中間管理機構では使用貸借は受けない、物納も受け付けないということでしたが、全国からいろいろ批判があったようで使用貸借でも物納でも貸借できるようになりました。そうでないと農地が動かないんでしょう。遅ま

きながらそういう方向に動いております。去年契約した方については物納に切り替えることができます。ただし貸付者、借受者の間でトラブルのないようにやって下さいということです。念書のようなものがありまして。

20 番 今回法人化される法人の一つは従前地のところも引き受けていますよね。200 m²とか300 m²とか。こういうところは、どういう風にして。

会 長 この場合は23, 4町の水田のなかで、5～6 haほど水田放牧なんです。牛を放して、牛に草を食べてもらうという転作をしとるわけです。農振地区外の場合はそれが可能なところに限り預かる。畑として野菜作ったり、豆作ったり、また狭い水田は受けません、畦の草を刈ったりもしません、ということです。牛に草を食べてもらえる方法で管理ができるところを受けます。そういう点でこの地域は特殊性があります。牛を放すことでそこにイノシシが出てこない、という利点もありますので、農地の周辺部をできるだけそういう形で管理し、中を守ろうという考え方でやっています。

3 番 既存法人の貸借に関しては、すでに貸し借りがあったのに、やりかえた、ということですか？

事務局 はい、借り換えです。まず1点は地域集積協力金を受けるということ。基本的には既存の部分で地域集積協力金をもらうということになると、ポイント制になってきます。新たに集積された農地が多くないと当然ポイントが低くなります。これは県内全体を通してのことです。既存の法人さんが地域集積協力金をねらって申請を出されても、このポイントの高い法人の順のから受け付けていきます。これも予算の範囲内でやっていますので、確実にもらえるかどうかはわかりません。ポイントが高いところからですから、もらえない可能性もあります。制度が続く限り、エントリーはできるそうです。今回はこの既存法人は約6 ha位の新規集積がありました。

会 長 先程出てきました新規法人の場合は、集落のすべてが法人化になるわけではなく、約50%弱です。地域への農地の集積協力金の単価を高くもらおうと思ったら50%以上ないといけない。集落の中に認定農業者が2名いて、この二つの農業者にも呼びかけをして、彼らが預かっている農地を一旦解約してもらって新たに10年の貸し借りにしてもらいました。そういうことでこの地区の農地の8割位が農地中管理機構を通して10年の契約をした、ということです。単価の高い協力金をもらうために仕組みを利用したということです。その二つの認定農業者さんの面積に対して法人や集落の個人にお金が入ってくるわけではない。集落に入ってきたお金を、後から面積に応じて配分するというものです。そして配分した後もそのお金の使途も報告しなければならないし、チェックがあります。この法人の場合にはそこで入ってきたお金を法人の立ち上げの資金にする。ほかには法人化するにあたってほとんど補助金がない。立ち上げの時の登記の手続きについて上限40万円出るくらいです。けれども農業法人の場合は登記にかかるお金がそうかからない。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を回答することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました議案の審議につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

㊦

議事録署名者

㊦

議事録署名者

㊦